

第2次南九州市

男女共同参画基本計画

第2次南九州市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

2020



2029



鹿児島県 南九州市

男女共同参画社会*の形成は、人権と環境の世紀である21世紀の社会の基盤となる最も重要な課題です。人権尊重を基盤とするこの取組は、国・地域を問わず共通の課題であり、平成11年に男女共同参画社会基本法*が制定されました。

市は、男女共同参画社会基本法の「男女の人権の尊重」の理念に基づき、男女共同参画社会の形成を一人ひとりが暮らしやすいまちづくりに向けた市政の横軸として位置づけています。

男女共同参画社会基本法

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

「男女の人権の尊重」

「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。」

男女共同参画社会の形成に向けた取組みの基盤となる理念です。

(男女共同参画社会基本法第3条「男女の人権の尊重」)

男女がお互いを尊重し 共にいきいきと

自分らしく生きることのできる南九州市をめざして



本市においては、平成19年12月に制定した「南九州市男女共同参画推進条例」及び平成22年3月に策定した「南九州市男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を一体的に推進してまいりましたが、計画期間の満了に伴い、この度、「第2次南九州市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

第2次基本計画は、一人ひとりがその個性や能力を發揮できるための社会づくりへの支援や多様性の尊重、男女共同参画の視点に立った防災対策の推進等、現代の社会的課題を盛り込むとともに、女性活躍推進法に基づく「女性の職業生活における活躍の推進計画」、多文化共生の実現を目指す「多文化共生推進プラン」、配偶者暴力防止法に基づく「第2次配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」も包含しており、男女共同参画を推進するための総合計画として位置づけております。

今後、この第2次基本計画を、市民の皆様と連携を取りながら、市民の皆様が、より身近に感じられる、実効性のある計画として、本市における男女共同参画社会形成を推進してまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とさらなるお力添えを賜りますようよろしくお願いいたします。

最後になりますが、計画の策定にあたりまして、活発にご議論いただき、様々な見地よりご意見を頂きました南九州市計画づくり会議及び南九州市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和2年3月

南九州市長 塗木 弘幸

目 次

第1章 計画の概要	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	2
第2章 計画策定の背景	
1. 世界・国・県の動き	3
2. 南九州市の動き	5
3. 社会・経済環境の変化	6
第3章 計画の基本的な考え方	
1. 基本理念	10
2. 基本目標	11
3. 計画の体系	12
第4章 計画の内容	
■重点的に取り組むこと	
1 男女共同参画に関する意識の涵養を図る教育・学習の推進	13
2 すべての人が能力を発揮できる就業環境の整備 （女性の職業生活における活躍の推進計画Ⅰ）	19
3 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 （女性の職業生活における活躍の推進計画Ⅱ）	24
4 男女共同参画による地域コミュニティづくりの推進	27
5 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	29
6 すべての人の生涯を通じた健康支援	35
7 すべての人が安心して暮らせる男女共同参画の視点を踏まえた環境の整備 （南九州市多文化共生推進プラン）	38
第5章 計画の推進体制	
1. 計画の推進体制	43
2. 関連施策・事業の数値目標	45
第2次南九州市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画	47
～男女共同参画基本計画策定に尽力いただいた方々～	65
【参考資料】	67
■用語解説（本文中「※」の表示がある用語について解説）	89

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会です。

本市では、平成19年12月の合併に伴い、先進的に取り組んできた旧川辺町の条例を引き継ぎ「南九州市男女共同参画推進条例」を制定、平成22年3月には、条例に基づく「南九州市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を展開してきました。

国においても、継続的な取り組みが行われており、平成27年9月には女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）^{*}」が施行されました。

同年12月には「男性中心型労働慣行の見直し」や「防災・復興における女性の参画」等を強調した「第4次男女共同参画基本計画」が策定されています。

しかしながら、個人の自由な活動を阻害する、固定的性別役割分担意識^{*}やそれに基づく社会制度や慣行等は依然として根強く残っているのも事実です。

社会においては出生率の低迷と急速な高齢化による少子高齢化の深刻化、長期にわたる経済の低迷と非正規労働者の増加等による雇用環境と所得状況の悪化、配偶者等からの暴力^{*}被害の深刻化など、男女共同参画社会の実現に向け、立ち向かっていかなければならない多くの問題が生じています。

また、身近なところでは、政策及び方針を決定する過程や職業生活への女性の参画、家事・育児・介護等の家庭生活への男性の参画についても十分に進んでいない状況にあり、男女共同参画社会の実現にはまだまだ多くの課題が残されています。

このような状況を踏まえ、前計画の期間が令和元年度で終了することから、これまでの取り組みを検証しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、引き続き、さらなる男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、「第2次南九州市男女共同参画基本計画」を策定します。

2. 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法^{*}（平成11年6月公布・施行）に基づく「第4次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定しています。
- (2) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項、鹿児島県男女共同参画推進条例^{*}第7条及び南九州市男女共同参画推進条例第10条の規定に基づく男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画です。
- (3) この計画は、南九州市総合計画やそれに基づく部門別計画との整合性を図りながら策定しています。
- (4) この計画は、地域の特性を考慮し、市民の意見を反映するために、平成30年に実施した「男女共同参画社会についての市民意識調査」の結果や、市民と市職員で構成された南九州市男女共

同参画計画づくり会議^{*}における議論，南九州市男女共同参画審議会^{*}からの答申等を踏まえて策定しています。

- (5) この計画は，「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項の規定に基づく「女性の職業生活における活躍の推進計画（女性活躍推進計画）」を包括した計画として位置づけ推進します。
- (6) この計画は，「第2次南九州市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」と一体的に推進します。
- (7) この計画は，平成18年に総務省が策定した「地域における多文化共生^{*}推進プラン」及び平成30年3月に鹿児島県が策定した「かごしま未来ビジョン」を踏まえ，南九州市における国際化と多文化共生の実現を図るため，今後の取り組む方向性を示す指針となる「南九州市多文化共生プラン」として位置づけ推進します。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は，令和2年度を初年度とする10か年計画とします。

ただし，計画期間中に生じる社会経済状況の変化や各施策の進捗状況等，必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の策定体制

(1) 男女共同参画社会についての市民意識調査

計画の策定に先立ち，市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し，計画策定の基礎資料とするために実施しました。

【調査設計及び回収結果】

調査対象	南九州市在住の20歳以上の市民2,000人
抽出方法	住民基本台帳データより無作為抽出
調査方法	郵送による配布及び回収
調査期間	平成30年11月21日から平成30年12月17日まで
回収状況	配布件数2,000 回収数742（有効回収率：37.1%）

(2) 計画案策定

市民9名，職員13名の合計22名で構成された『南九州市男女共同参画計画づくり会議』で計画案を策定しました。

その後，市長，副市長，教育長及び関係課長で構成される『南九州市男女共同参画推進会議^{*}』の審議を経て，市民代表や公募委員で構成される『南九州市男女共同参画審議会』で審議し，計画案を決定しました。

(3) パブリックコメント（住民意見募集）の実施

計画案について，市民からの意見を広く募集するため，市公式ホームページにおいて，パブリックコメント（住民意見募集）を実施しました。

募集期間：令和元年10月31日から令和元年11月30日まで

第2章 計画策定の背景

1. 世界・国・県の動き

年	世界	国	鹿児島県
1975年 (昭和50年)	◆国際婦人年世界会議「世界行動計画」採択1976年から10年間を「国連婦人の10年」と決定	◆婦人問題企画推進本部設置 ◆婦人問題企画推進会議設置 ◆婦人問題担当室設置	
1977年 (昭和52年)		◆「国内行動計画」策定(S52～S61)	
1979年 (昭和54年)	◆国連第34回総会「女子差別撤廃条約 [*] 」採択		◆女性問題の窓口を青少年婦人課に設置
1985年 (昭和60年)	◆第3回世界女性会議(ナイロビ)西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	◆「男女雇用機会均等法」公布(翌年施行) ◆「女子差別撤廃条約」批准	◆鹿児島県新総合計画に「婦人の地位向上の推進」を掲げる
1987年 (昭和62年)		◆「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1991年 (平成3年)		◆「育児休業法」公布(翌年施行)	◆「鹿児島女性プラン21」策定(計画期間：H3～H12)
1993年 (平成5年)	◆世界人権会議「ウィーン宣言」採択 ◆「女子に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	◆「パートタイム労働法」公布・施行	
1994年 (平成6年)	◆国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択	◆総理府男女共同参画室設置 ◆男女共同参画審議会設置 ◆男女共同参画推進本部設置	
1995年 (平成7年)	◆第4回国連世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択	◆「育児休業法」改正(介護休業制度を法制化H11から実施)	◆鹿児島の男女の意識に関する調査実施
1996年 (平成8年)		◆男女共同参画ビジョン答申 ◆男女共同参画2000年プラン策定	
1998年 (平成10年)		◆男女共同参画基本法について答申(男女共同参画審議会)	
1999年 (平成11年)	◆第43回国連婦人の地位委員会で「女子差別撤廃条約の選択議定書」採択	◆「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ◆「食糧・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画の促進)	◆「かごしまハーモニープラン」策定(計画期間：H11～H20) ◆かごしまハーモニープラン推進懇話会及び男女共同参画推進本部設置
2000年 (平成12年)	◆国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)「政治宣言及び成果文書」採択	◆男女共同参画基本計画策定 ◆「児童虐待防止法」公布・施行 ◆「ストーカー規制法」公布・施行	
2001年 (平成13年)		◆内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」公布・施行	◆「女性政策室」を「男女共同参画室」に改称 ◆「鹿児島県男女共同参画推進条例」公布(翌年施行)
2003年 (平成15年)		◆女性のチャレンジ支援策の推進について男女共同参画推進本部決定 ◆「少子化社会対策基本法」公布・施行 ◆「次世代育成支援対策推進法」公布(平成17年施行)	◆青少年女性課と男女共同参画室を再編し、青少年男女共同参画課を設置 ◆かごしま県民交流センター設立に併せ、男女共同参画センターを設置
2004年 (平成16年)		◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正・施行(保護命令対象者の元配偶者への拡充等) ◆「育児・介護休業法」改正(翌年施行：休業制度の拡充)	◆配偶者等からの暴力対策会議設置

年	世界	国	鹿児島県
2005年 (平成17年)	◆第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」(ニューヨーク)	◆「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ◆「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	
2006年 (平成18年)		◆「男女雇用機会均等法」改正(翌年施行:性別による差別禁止の範囲拡大等)	◆「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定 ◆男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターに指定
2007年 (平成19年)		◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(翌年施行:保護命令制度の拡充等) ◆「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ◆「パートタイム労働法」改正(翌年施行)	◆各地域振興局及び各支庁の保健福祉環境部(7か所)を配偶者暴力相談支援センターに指定 ◆鹿児島の男女の意識に関する調査実施 ◆婦人相談所の移転及び女性相談センターへの名称変更
2008年 (平成20年)		◆「次世代育成支援対策推進法」改正(翌年施行)	◆「鹿児島県男女共同参画基本計画」策定(計画期間:H20~H24)
2009年 (平成21年)		◆「育児・介護休業法」改正(翌年施行:短時間勤務制度導入の義務付け等)	◆男女共同参画室設置 ◆「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」改定
2010年 (平成22年)		◆「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ◆「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定	
2011年 (平成23年)	◆UNWomen(ジェンダー平等*と女性のエンパワーメントのための国連機関)正式発足		◆鹿児島の男女の意識に関する調査実施 ◆鹿児島県男女共同参画基本計画中間評価
2012年 (平成24年)		◆「女性の活躍推進による経済活性化」行動計画策定 ◆子ども子育て関連3法成立	
2013年 (平成25年)		◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(翌年施行:交際相手等の適用対象拡大等) ◆「ストーカー規制法」改正(翌年施行)	◆「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定(計画期間:H25~H29) ◆鹿児島県男女共同参画基本計画総括評価
2014年 (平成26年)	◆女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!)開催	◆「パートタイム労働法」改正(翌年施行) ◆「次世代育成支援対策推進法」改正(翌年施行)	
2015年 (平成27年)		◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・翌年全面施行 ◆「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決定	
2016年 (平成28年)		◆「育児・介護休業法」改正(翌年施行) ◆「男女雇用機会均等法」改正(翌年施行) ◆「ストーカー規制法」改正(翌年施行)	◆男女共同参画に関する県民意識調査実施 ◆女性活躍推進に関する企業実態調査実施 ◆第2次鹿児島県男女共同参画基本計画中間評価 ◆県内初の女性副知事就任
2017年 (平成29年)			◆「鹿児島県女性活躍推進計画」策定
2018年 (平成30年)			◆「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定(計画期間:H30~H34)

2. 南九州市の動き

(1) 男女共同参画推進条例の制定

平成 19 年 12 月の合併に伴い、先進的に取り組んできた旧川辺町の条例を引き継ぎ、「南九州市男女共同参画推進条例^{*}」を制定しました。

(2) 男女共同参画審議会等の設置

平成 20 年 3 月、新市において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の重要事項や基本計画の進ちょく状況について、専門的あるいは市民の見地から調査審議する「南九州市男女共同参画審議会」を設置するとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を市内で横断的かつ総合的に推進するために、市長を会長とし、副市長、教育長及び関係課長を委員とする「南九州市男女共同参画推進会議」を設置しました。

(3) 男女共同参画基本計画等の策定

「男女共同参画社会についての市民意識調査」を平成 20 年 9 月に実施し、平成 22 年 3 月に「6 つの基本理念」を念頭に、「3 つの基本目標」と「10 の重点的に取り組むこと」で構成される「南九州市男女共同参画基本計画」を策定しました。併せて「南九州市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」も策定しました。

(4) 南九州市特定事業主行動計画^{*}の策定

平成 27 年 4 月、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てしやすい職場環境づくりを推進する特定事業主行動計画を策定しました。

また、平成 28 年 4 月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、女性職員の活躍推進を一体的に進めることについての特定事業主行動計画を策定しました。

(5) 審議会等への女性委員登用指針の策定

平成 30 年 2 月、市の政策・方針決定までの過程に女性の意見を反映させるため、審議会等委員への女性登用の積極的な推進を目的とした「南九州市審議会等への女性委員登用指針」を策定しました。

(6) 第 2 次男女共同参画基本計画の策定

第 2 次計画策定に向け、合併後 2 回目となる「男女共同参画社会についての市民意識調査」を平成 30 年 11 月に実施し、分析調査を行いました。

この調査結果をもとに、平成 31 年 3 月に市民 9 名、職員 13 名の合計 22 名で構成される「第 2 次南九州市男女共同参画基本計画 計画づくり会議」を立ち上げ、「1 つの基本目標」と「7 の重点的に取り組むこと」で構成される「第 2 次南九州市男女共同参画基本計画」を策定しました。併せて「南九州市女性の職業生活における活躍の推進計画」、「第 2 次南九州市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」及び「南九州市多文化共生プラン」も策定しました。

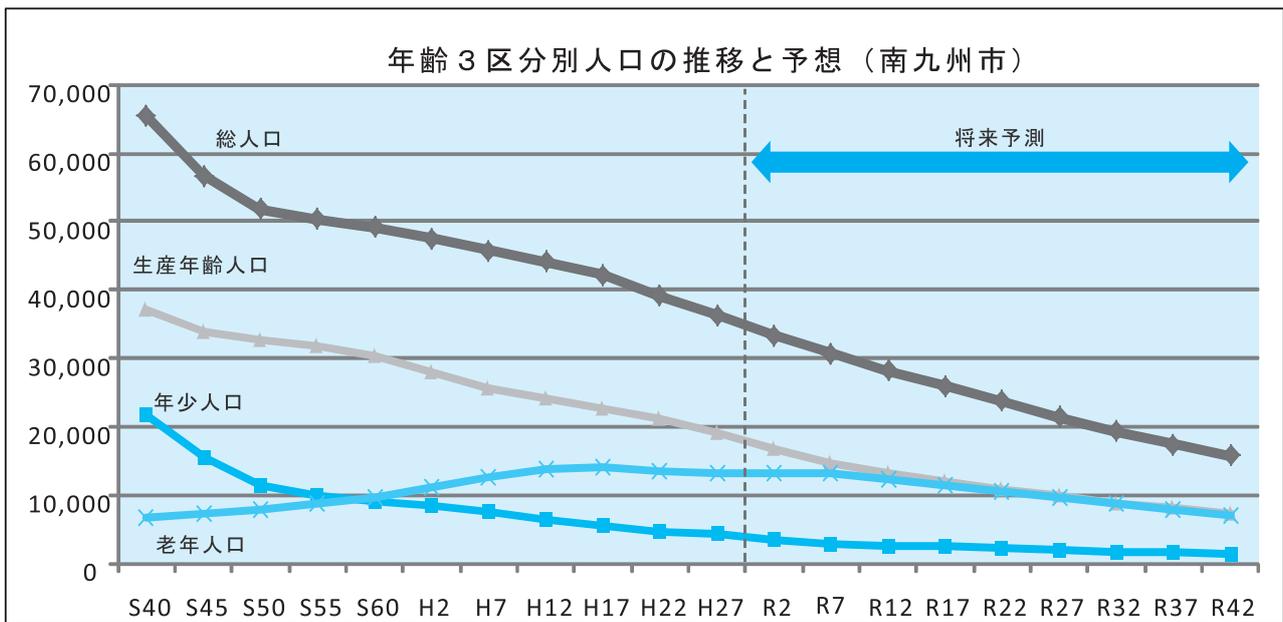
3. 社会・経済環境の変化

(1) 人口の推移及び構成

市の総人口は、平成 22 年 39,065 人、平成 27 年 36,352 人、平成 30 年 35,545 人（各年 10 月 1 日現在）と年々減少していますが、本市が独自に行った南九州市人口ビジョンの推計でも総人口の減少が想定されており、令和 42 年には約 1 万 6 千人にまで減少することが予測されています。

年齢 3 区分別人口の推移を見ると、14 歳以下の「年少人口」や 15 歳から 64 歳までの「生産年齢人口」が減少する一方、65 歳以上の「老年人口」は現在のところ増加傾向にあります。

令和 12 年頃からは「生産年齢人口」と「老年人口」がほぼ同程度の数となり、労働力人口が減少する中にありながらも社会的扶養に関する負担が増大するという将来が予測されています。



年齢 3 区分人口の推移	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
総人口(人)	65,398	56,744	51,768	50,261	49,189	47,498	45,792	44,137	42,191	39,065
年少人口(人)	21,739	15,598	11,379	9,781	9,152	8,571	7,662	6,467	5,562	4,661
生産年齢人口(人)	37,085	33,870	32,541	31,771	30,401	27,954	25,560	24,008	22,696	21,046
老年人口(人)	6,574	7,276	7,847	8,709	9,636	10,958	12,570	13,652	13,933	13,358

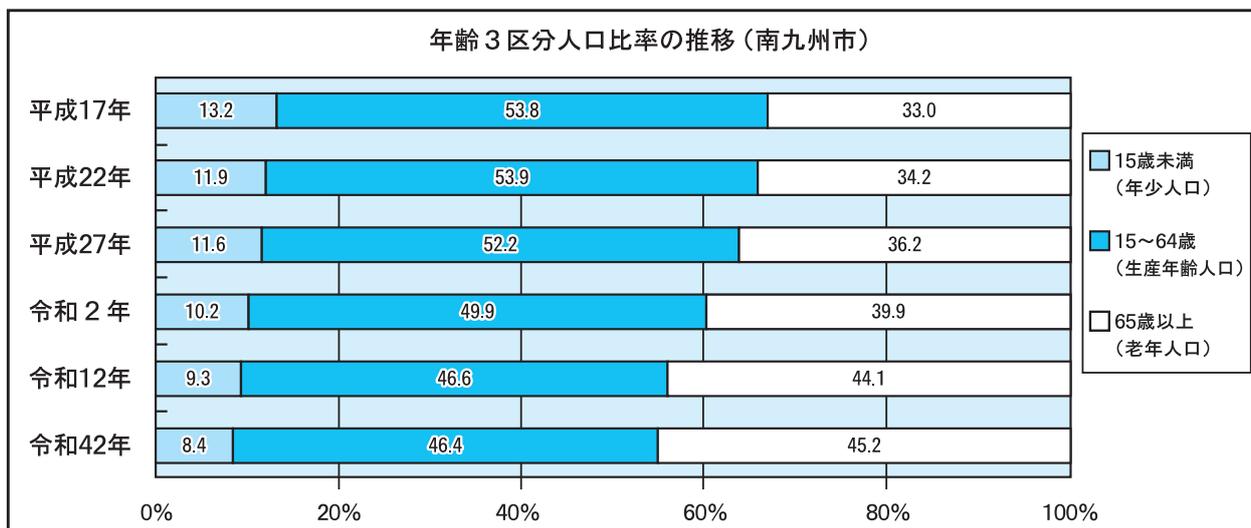
年齢 3 区分人口の推移	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
総人口(人)	36,352	33,318	30,653	28,185	25,898	23,669	21,427	19,306	17,393	15,687
年少人口(人)	4,203	3,402	2,956	2,632	2,398	2,198	1,987	1,759	1,524	1,322
生産年齢人口(人)	18,979	16,620	14,613	13,137	12,017	10,880	9,813	8,846	8,079	7,279
老年人口(人)	13,170	13,296	13,085	12,416	11,482	10,591	9,626	8,701	7,790	7,086

資料：「平成 27 年国勢調査」「南九州市人口ビジョン」より作成

年齢3区分人口比率の推移見ると、「老年人口」の割合（高齢化率）は、平成22年34.2%、平成27年36.2%と年々上昇しています。

平成27年の鹿児島県の高齢化率は29.7%であることから、本市は県全体よりもかなり早いペースで高齢化が進んでおり、令和2年には市民の2.5人に1人が高齢者となることが予測されています。

また、「年少人口」の占める割合は年々減少しているとともに、「生産年齢人口」についても平成22年から年々減少し、令和2年には50%を切ることが予測されています。



資料：「平成27年国勢調査」

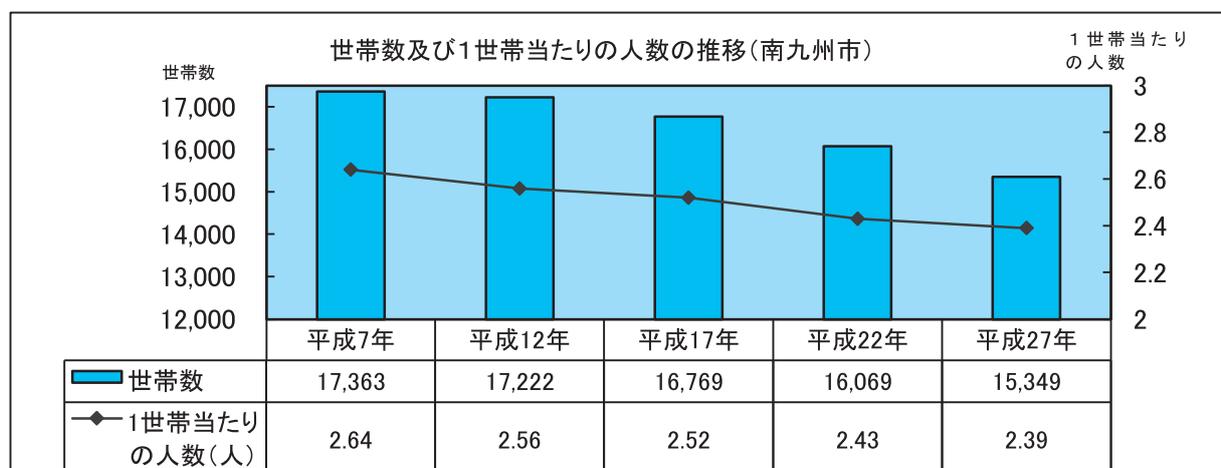
(2) 家族形態等の多様化

少子高齢化や産業構造の変化等で家族形態も多様化しています。

世帯の状況は、平成7年が17,363世帯であったのに対し、平成27年では15,349世帯となっており、緩やかな減少傾向で推移しています。

1世帯当たりの人員については、平成7年の2.64人から平成27年の2.39人と減少傾向で推移しており、緩やかに核家族化が進行しています。

核家族化により人口が減少しても世帯数は増加する市町村が多い中で、世帯数も減少傾向に転じていることは、人口減少が極めて深刻になりつつある状況を示しています。



資料：「平成27年国勢調査」

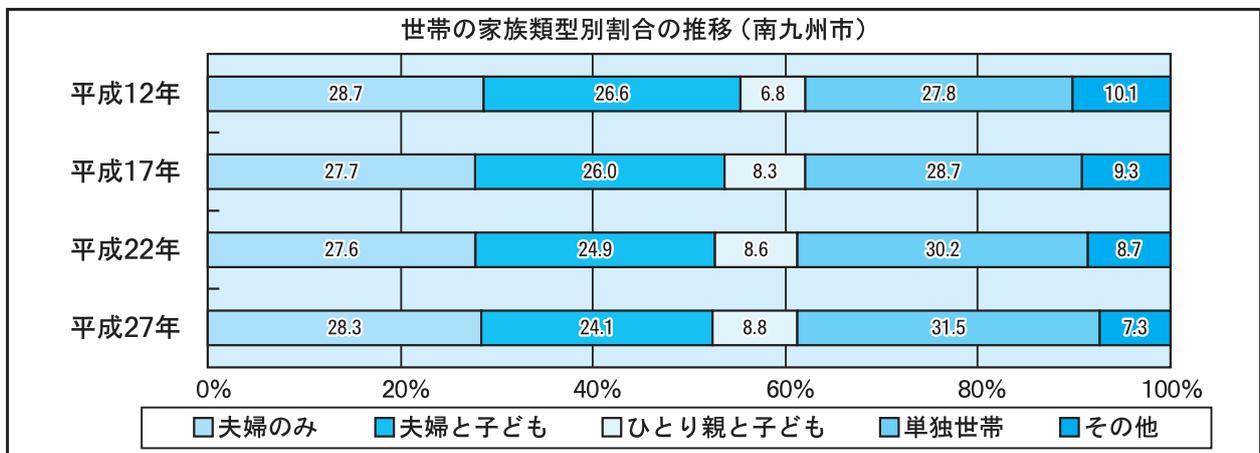
また、世帯の家族類型別割合の推移を見ると、本市では多世代家族が減少を続ける一方、いわゆる核家族化が進行している中で、年々単独世帯の増加が目立ってきています。

平成12年では27.8%であった単独世帯が平成27年には31.5%に増加しており、実に3世帯に1世帯以上が単独世帯となっています。

高齢者の一人暮らしや夫婦だけの世帯が増えていること、若い世代にも同じような傾向が見られることから今後もこの傾向は続くものと考えられます。

世帯数人数の減少は、家庭内の相互扶養機能の低下を招く可能性があるため、従来の「固定的性別役割分担意識」が維持されたままでは、家庭生活の安定を保つことは非常に困難になることから、一人ひとりの男女共同参画についての理解が非常に重要となります。

また、すべてのひとり親世帯が経済的に困窮しているわけではありませんが、ひとり親家庭の相対的貧困率は平成27年時点で50.8%（平成28年国民生活基礎調査）と半数を超えているという現実もあり、次世代への貧困の連鎖が懸念されています。今後は、ひとり親家庭に対して、実情に応じたきめ細かな支援を行っていくことも大切です。



(3) 就業構造の状況

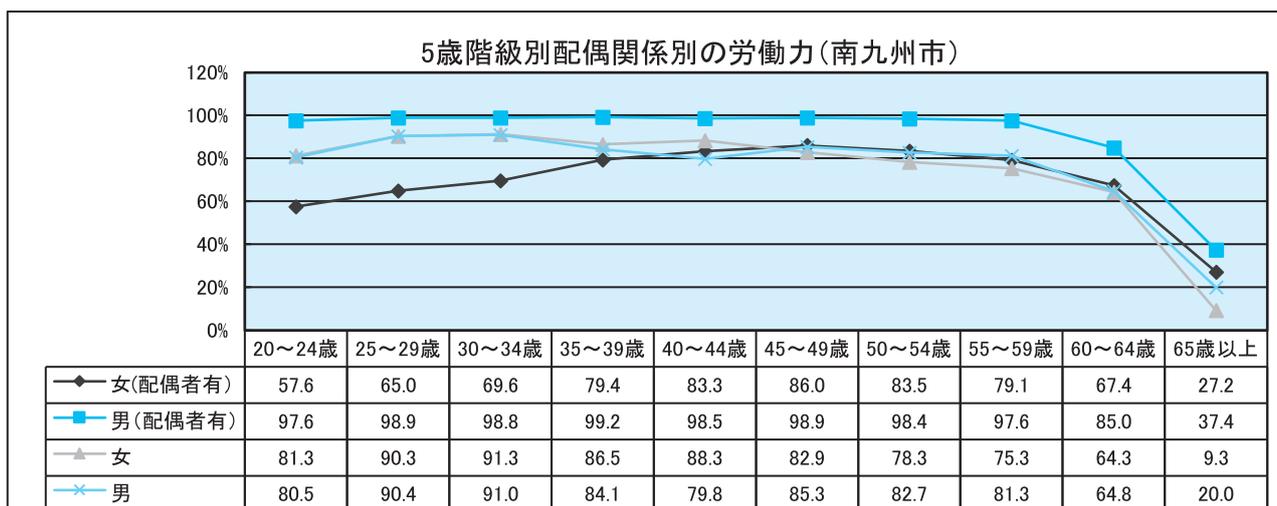
① 就業の状況

市民の就業の状況をみると、女性就業者は8,343人、男性就業者は9,757人となっており、女性就業者は就業者全体のうち半数近くを占めていますが、女性は男性と比べて非正規雇用での就労が多く、その中には子育てや介護等、家庭との両立のためにやむを得ずその働き方を選んでいる場合があります。

そのような中、年代別の労働力率を配偶者の有無別に見ると、配偶者がいない場合は、どの年代でも男女とも同程度となっています。

一方、配偶者がいる場合は性別にとって様子が異なり、男性の労働力は50歳代後半までほぼ100%ですが、女性の労働力率は20～40歳代前半にかけ徐々に上昇し、その後は配偶者がいない男女と同程度になっています。これは結婚や出産・育児等が男性よりも女性の働き方に大きく影響していることを示しています。

従って、働く意欲を持つ女性が能力を十分に発揮できるよう、子育てや介護のサービスの充実とあわせて、家族の理解促進に向けた意識啓発と女性の就労支援を行う必要があります。



資料：「平成 27 年国勢調査」

②女性の年齢階級別労働力率

わが国では、非正規雇用が増加する一方で、長時間労働が問題となっています。

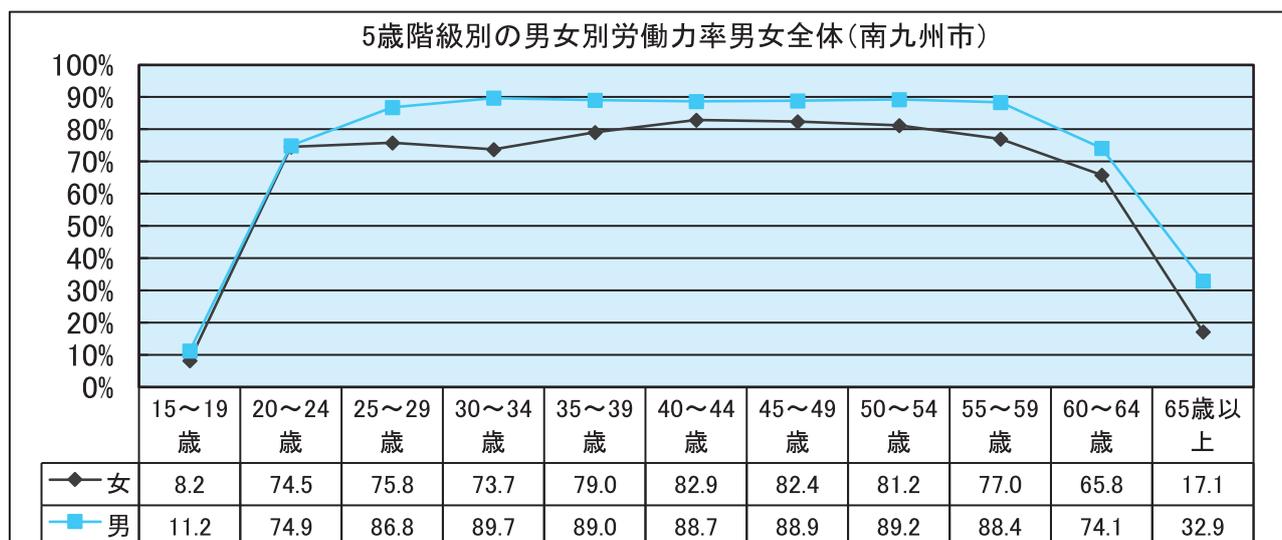
非正規雇用の増加は、経済的理由による若い世代の状況に影響を及ぼし、長時間労働や仕事を中心としたライフスタイルは、男性の家庭や地域への参加・参画を阻む要因の一つになっています。

女性の年齢階級別労働力率は、全国、鹿児島県、そして本市においても出産、子育て期における30代で『M字カーブ*』を描く傾向が続いています。

このM字カーブからは、30代で出産・育児に専念する等、一度離職し、子育てが一段落した40代で再び職に就くという働き方を選択する女性が多いことが分かります。

この背景には、「女性は家庭で家事や子育てに専念するべき」という考え方が根強く残っていることや、女性が家事や子育てを担いながらも働き続けられる環境が整っていないこと等が挙げられ、将来的に男女の賃金格差につながるとともに、経済的自立が困難な高齢単身女性の状況にもつながりかねません。

従って、社会的な意識の変革や企業等における環境整備、男性の働き方の見直し、家事・子育て等への関わりを進めることが必要となります。



資料：「平成 27 年国勢調査」

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

男女共同参画社会基本法にのっとり、南九州市男女共同参画推進条例には、男女共同参画社会の形成について、6つの基本理念が規定されています。

この計画においては、令和2年度から令和11年度までの10年間にわたり、これらの基本理念に基づいた取組を進めることにより、すべての人が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

■南九州市男女共同参画推進条例に掲げる6つの基本理念

①男女の人権の尊重

男女共同参画の推進は、性別にかかわらずすべての人の個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。(第3条第1項)

②社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、すべての人の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行がすべての人の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。(第3条第2項)

③性と生殖に関する健康/管理

男女共同参画の推進は、すべての人が互いの性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、個人の意思が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康に配慮されることを旨として、行われなければならない。(第3条第3項)

④家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家族を構成するすべての人が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。(第3条第4項)

⑤政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、すべての人が社会の平等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。(第3条第5項)

⑥国際的協調

男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。(第3条第6項)

2. 基本目標

この計画では、男女共同参画社会を形成する上でその根底をなす基本理念「男女の人権の尊重」が、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野で実践される活動に貫かれるよう、市民一人ひとりの意識に深く浸透することを目指して、次の基本目標を定めます。

基本目標

一人ひとりの人権が尊重され、

『多様な生き方が選択でき、個性や能力が
発揮できる社会づくり』と

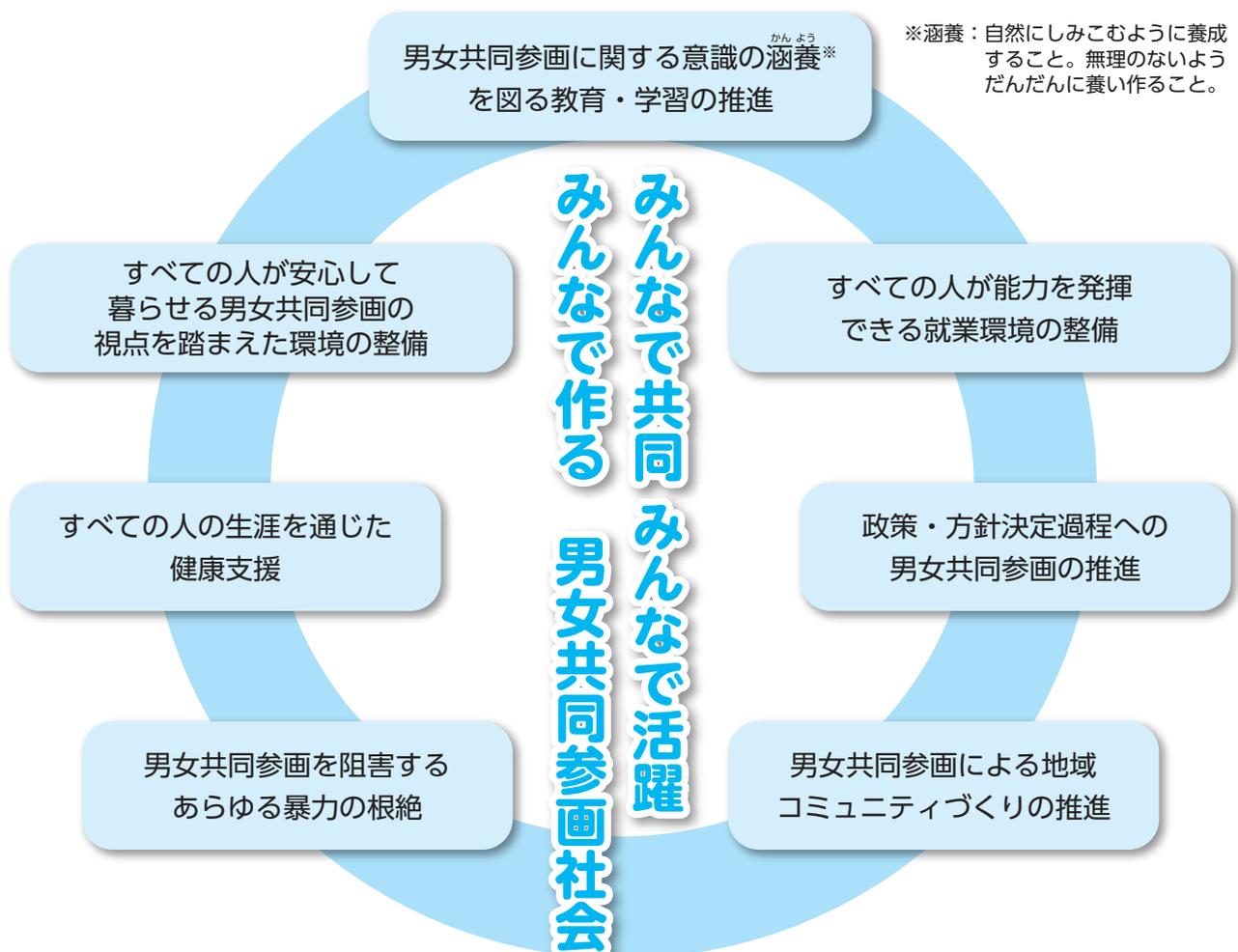
『誰もが安心して暮らすことができる社会づくり』

3. 計画の体系

基本目標

一人ひとりの人権が尊重され、
『多様な生き方が選択でき、個性や能力が
発揮できる社会づくり』と
『誰もが安心して暮らすことができる社会づくり』

重点的に取り組むこと



第4章 計画の内容

重点的に取り組むこと 1

男女共同参画に関する意識の涵養^{*}を図る教育・学習の推進

《現状と課題》

(1) 固定的性別役割分担意識の解消及び慣行の見直し

男女共同参画社会の実現をはばむ要因のひとつに、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識があります。

平成30年度実施の市民意識調査では、「男性は仕事、女性は家庭を守るべきである」という考え方について、「反対」または「どちらかといえば反対」と回答した否定派が56.8%となっています。

また、同調査での「男女の地位の平等感について」は、前回調査から良い方向に改善はされているものの、全項目で女性が男性より「不平等感」が高く、男性の方が優遇されていると感じていることから、性別による不平等感は依然として残存していることがわかりました。

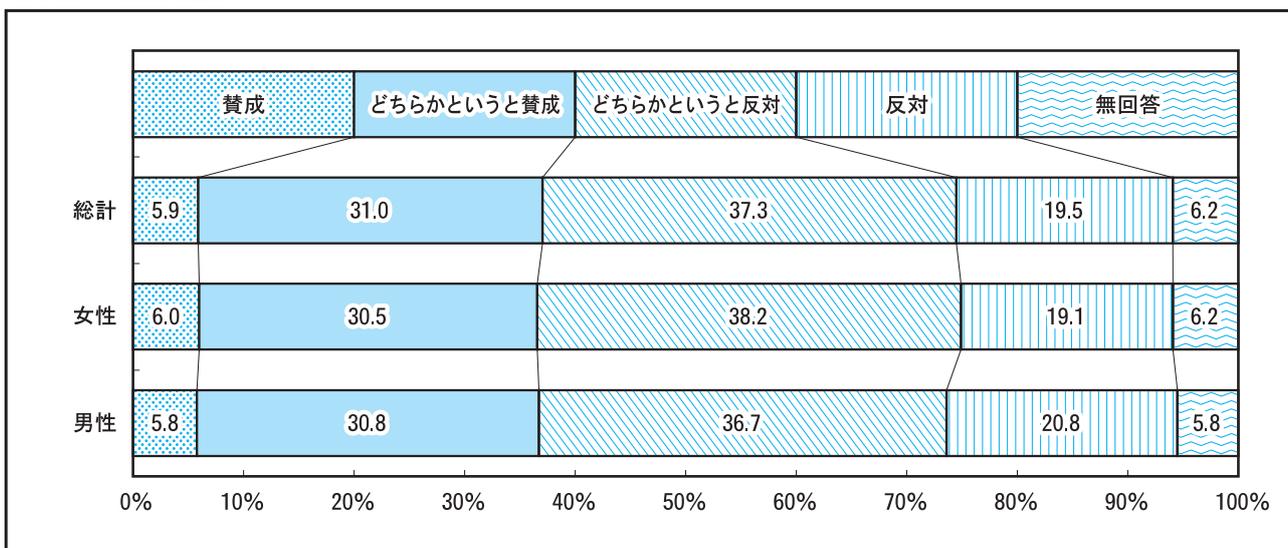
このような状況を変えるためには、一人ひとりの男女共同参画への理解の促進が不可欠であることから、関係各課との連携を図り、家庭や学校教育、社会教育その他のあらゆる分野において研修会を実施する等、積極的な広報・啓発活動を展開します。

また、固定的性別役割分担意識の解消に向けては、家庭や学校教育、社会教育その他のあらゆる分野における教育・学習を通じて、身近な家庭や地域における、子どもの頃からの啓発を行うことが必要です。

そのため、身近な啓発を行う講師等、地域における男女共同参画の推進を担う人材の育成と活用努めるとともに、その研修の在り方についてもより充実したものとなるよう検討します。

『男性は仕事、女性は家庭を守るべき』という考え方についてどのように思いますか。

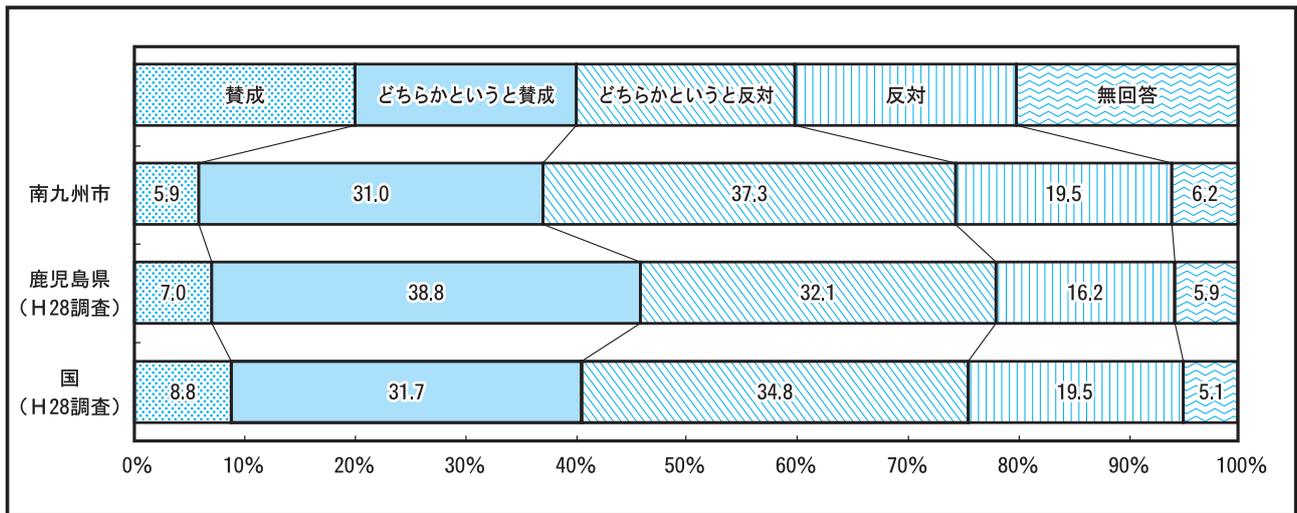
【平成30年度調査】 n=742



「肯定派」 = 36.9% 「否定派」 = 56.8%

※涵養：自然にしみこむように養成すること。無理のないようだんだんに養い作ること。

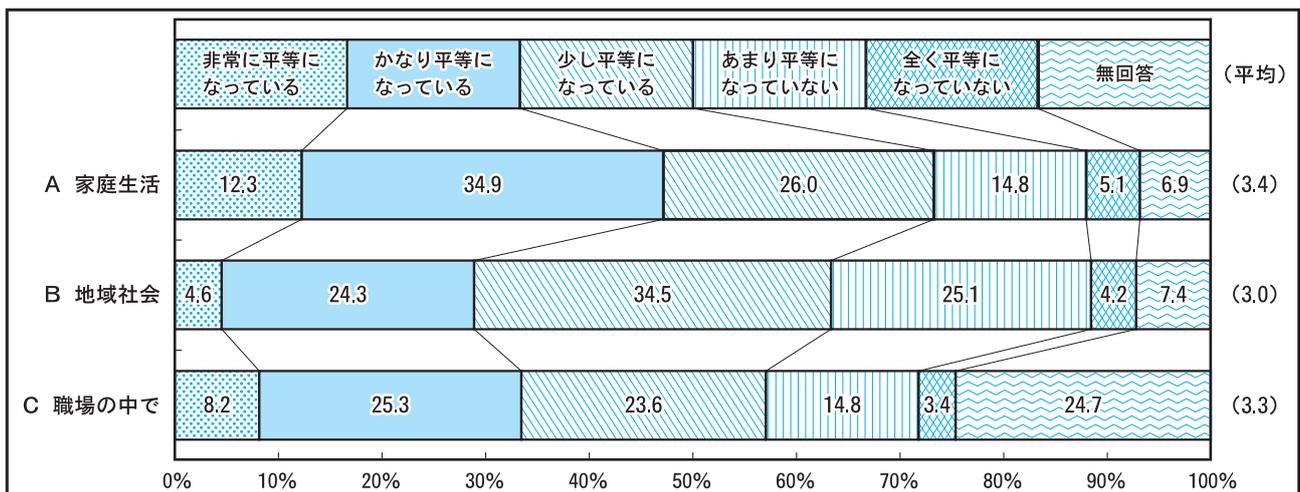
【国・県との比較】 南九州市 n = 742, 鹿児島県 n = 2, 227, 国(内閣府) n = 3, 059



南九州市:「肯定派」 = 36.9% 「否定派」 = 56.8%
 鹿児島県:「肯定派」 = 45.8% 「否定派」 = 48.3%
 国 :「肯定派」 = 40.5% 「否定派」 = 54.3%

● 次のような場で男女は平等になっていると思いますか。

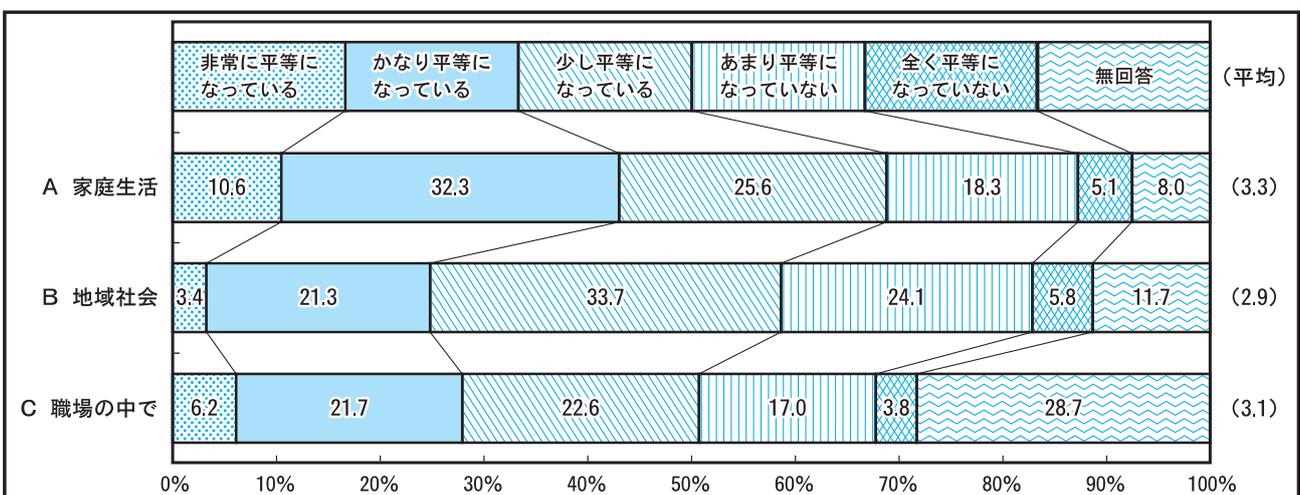
【平成30年度調査】 n = 742



「平等感」 A家庭 = 73.2%, B地域社会 = 63.4%, C職場の中で = 57.1%

「不平等感」 A家庭 = 19.9%, B地域社会 = 29.3%, C職場の中で = 18.2%

【平成20年度調査】 n = 858



「平等感」 A家庭 = 68.5%, B地域社会 = 58.4%, C職場の中で = 50.5%

「不平等感」 A家庭 = 23.4%, B地域社会 = 29.9%, C職場の中で = 20.8%

(2) 学校等における男女共同参画に関する教育の充実

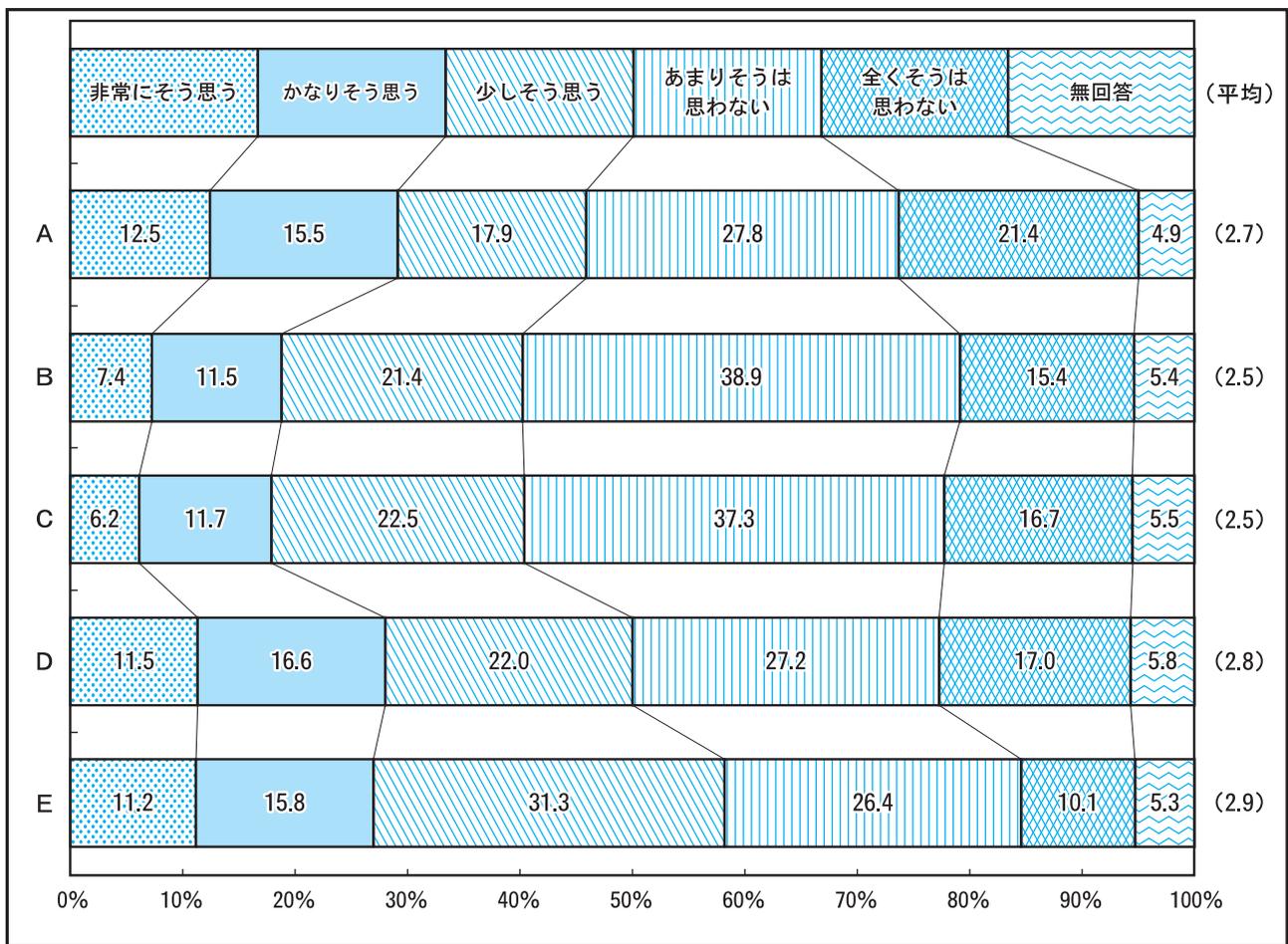
男女共同参画に関する意識を醸成するためには、子どもの頃からの教育が大きく影響することから、教職員等の関係者に対する男女共同参画についての学習機会の提供及び情報提供を行います。

また、児童生徒一人ひとりの個性が尊重される多様な選択を可能にするためには、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の充実を図り、進路選択指導を行うことが重要です。

さらに、子どもの意識の醸成に大きな影響を及ぼす保護者の固定的性別役割分担意識の解消のための啓発、家庭における男女共同参画に関する教育の推進も重要な課題であるため、PTA・認定こども園・保育園・幼稚園等の保護者会の活用により、地域が一体となった、子どもの頃からの男女共同参画についての理解を深める取り組みを進めます。

●A～Eを学校教育での男女平等意識の推進を妨げることになると感じますか。

【平成30年度調査】 n=742



- A 性別により進路指導をすること（例：男子は理系、女子は文系、就職指導で女子の職種を限定すること）
- B 名簿・整列・点呼などで男女別になっていること（例：男子が先、女子が後）
- C ランドセルや学用品など、男女の色分けがされていること
- D 生徒会や学級委員等の性別により固定化していること（例：委員長は男子、副委員長は女子）
- E 「男らしく」「女らしく」ふるまうように言うこと

(3) 性の多様性*についての理解促進

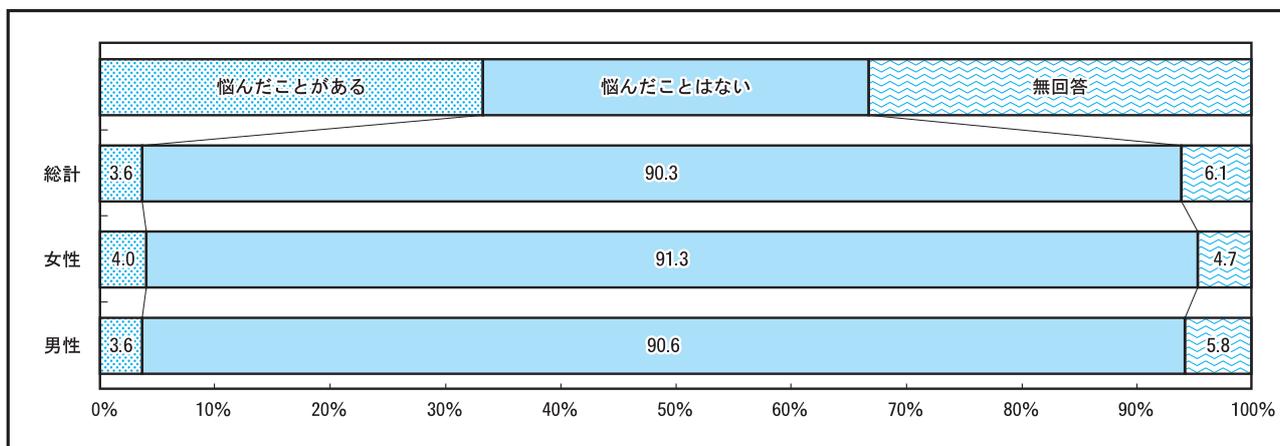
男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、多様な生き方が尊重され、誰もがその人らしく生きられることを目指しており、性の多様性が尊重されることは「個人の尊厳」に係る重要な課題です。

しかしながら、性的指向*や性自認*（LGBTQ*等）を理由とする偏見や差別的取り扱いによる生活上の困難に直面する状況が多く見られます。

このような状況を踏まえ、家庭や学校、職場や地域社会等において、性の多様性についての正しい理解の浸透を図る学習機会の提供・情報提供等による啓発、適切な相談対応を行います。

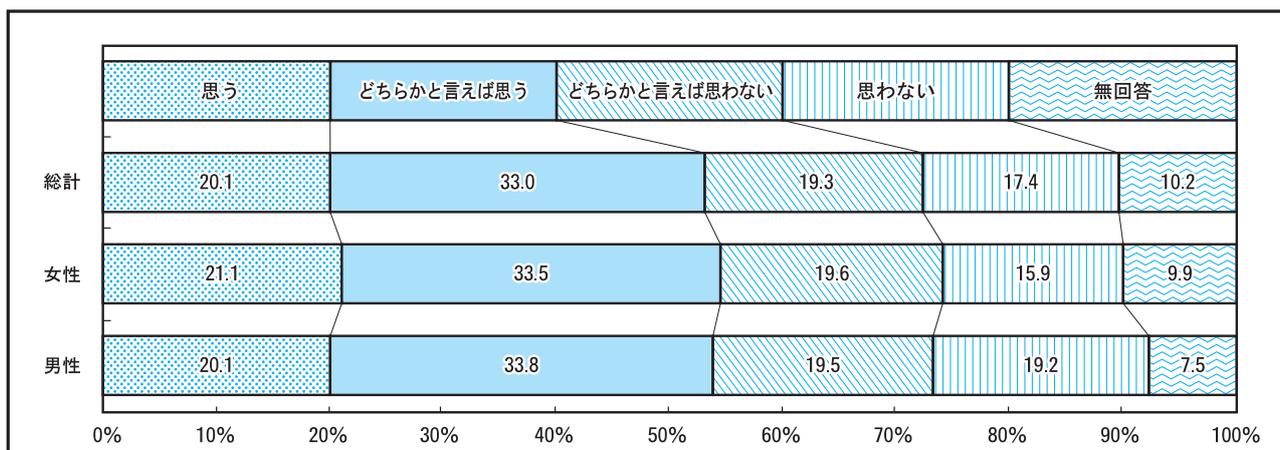
●あなたは、今までに自分の身体の性、心の性または性的指向（同性愛等）に悩んだことがありますか。

【平成30年度調査】 n = 742



●現在、LGBTQ（同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害等の人々のこと。以下同じ。）の方々にとって、偏見や差別等により、生活しづらい社会だと思いませんか。

【平成30年度調査】 n = 742



「そう思う傾向」：53.1% 「思わない傾向」：36.7%

施策の方向① 固定的性別役割分担意識の解消及び慣行の見直し			
No.	具体的施策	内 容	担当課
1	広く市民を対象とする男女共同参画に関する普及啓発や学習機会の提供	市民の男女共同参画社会についての理解が深まるよう、広く市民を対象とする学習機会を提供します。 また、国・県・市の取組や法令等、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報発信については、市のあらゆる媒体を活用するとともに、関係各課との連携により、市が行うあらゆる講座・イベント等においてリーフレットを配布する、多様な機会を捉えて市民に提供する等、積極的な広報・啓発活動を展開します。	企画課 社会教育課 中央公民館 関係各課
2	男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の充実	家庭教育学級や自治会・地域活動団体等との連携を図り、男女共同参画社会の根底を成す南九州市男女共同参画推進条例の基本理念である「男女の人権の尊重」に基づく教育・学習の推進、広報・啓発に取り組みます。 また、就業環境の整備に向けて、商工会等の関係機関と連携するとともに、各種企業説明会等のあらゆる機会を活用した広報・啓発に取り組みます。	企画課 市民生活課 社会教育課 商工観光課
3	地域における男女共同参画の推進を担う人材育成と活用	鹿児島県男女共同参画地域推進員*の継続的な学びをサポートし、推進員と連携して地域に根ざした広報・啓発活動に取り組みます。また、有志指導者、人権擁護委員等、推進に取り組む人材を育成するため関係情報の収集・提供や研修を実施します。	企画課 市民生活課 保健体育課
4	生涯学習による男女共同参画に関する学習の推進	固定的性別役割分担意識の解消と、「男女の人権の尊重」を基盤とした自立の意識を育むために、家庭教育学級・高齢者学級等において男女共同参画を直接テーマとする講座の実施や、理解を深めるための学習機会の提供に努めるとともに、各種講座・研修における「男女共同参画の視点」の導入に努めます。	社会教育課 中央公民館
5	各種相談を担う人への男女共同参画についての学習機会の提供及び情報提供並びに啓発の取り組み	各種団体や各課で配置している相談員並びに学校等の各種相談に関わる人材が、男女共同参画の視点に立った相談業務に当たれるよう、男女共同参画社会についての研修機会を提供します。	福祉課 学校教育課
6	市職員研修の実施	性別にかかわらず、様々な年代、様々なライフスタイルの人が、市が開催する行事や事業等に参加しやすい開催日時の配慮、事業所等における固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直し、政策・方針決定過程の多様な市民の参画推進等が図られるよう、男女共同参画社会についての職員研修を実施します。また、男女共同参画に関する各種セミナー・フォーラムへの参加を推進します。	総務課 企画課 関係各課

施策の方向② 学校等における男女共同参画に関する教育の充実			
No.	具体的施策	内 容	担当課
7	学校教育における男女共同参画を推進する取り組みの充実	学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階に応じて、各教科・領域で人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さ等についての指導の充実を図ります。	学校教育課 企画課
8	多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の提供	児童生徒が確かな職業観、就労観を身につけることができるよう男女共同参画の視点に立った進路指導や職場体験学習等のキャリア教育の充実を図ります。	学校教育課
9	学校教育関係者への男女共同参画についての学習機会の提供及び情報提供	学校運営においては性別にとらわれない進路指導の実施、教育の場における役職・役員への女性の登用等、男女共同参画の視点に立った慣行の見直しや「男女の人権の尊重」に基づく教育を推進するために教職員等の学校関係者に向けた研修開催や広報・啓発に取り組みます。	学校教育課 福祉課 社会教育課
10	子どもの頃からの男女共同参画の理解を深めるための地域が一体となった取り組み	認定こども園・保育所・幼稚園・学校における保護者会・PTA等の機会を活用した男女共同参画に関する意識啓発を推進します。	福祉課 学校教育課 社会教育課
施策の方向③ 性の多様性についての理解促進			
No.	具体的施策	内 容	担当課
11	性的少数者* (LGBTQ) への偏見と差別の解消に向けた、正しい理解の促進	性的少数者 (LGBTQ) であることを理由にした偏見や差別の解消により、誰もが個人として尊重され、それぞれの能力と個性を十分に発揮し、安心して充実した生活を送ることができるよう性の多様性に関する正しい理解促進のための情報提供を行う等、啓発に取り組むとともに、相談に適切に対応します。学校においては、教職員の一層の理解促進に努め、日頃から児童生徒が相談しやすい環境づくりに取り組みます。市職員については適切な対応ができるよう研修を実施します。	総務課 企画課 学校教育課

